

国立国語研究所学術情報リポジトリ

むつ市田名部方言の行為指示表現

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00003000

むつ市田名部方言の行為指示表現

川瀬 卓¹

1 はじめに

むつ市田名部方言は青森県下北地域で話される方言の一つである。下北方言では、動詞に複数の命令形があることが知られている。たとえば、見ルの命令形の見口、見レ以外に見セ、見サイ（見サイン）、見サマエ（見サマイ）という形式がある。これらの一セ、一サイ（サイン）、一サマエ（サマイ）を尊敬命令形と呼ぶことにする。佐藤編（2003）によれば、現代は尊敬命令形を使う人はほとんどいなくなっているとのことだが、地元の人でも伝統的な下北方言における特徴的な表現として意識しており、むつ下北観光物産館「まさかりプラザ」の向かいに「むつ来さまい館」というイベント施設があるし、交通標語に「シートベルトをつけてください」というようなものも見られる。

下北方言の行為指示表現（聞き手に行為を要求する表現）については、一セ、一サイ（サイン）、一サマエ（サマイ）とするにしたがって、より丁寧な言い方になることが指摘されているが、大まかな把握にとどまり、《勧め》《依頼》といった発話機能の観点からは記述されていない。また、これまでは尊敬命令形にばかり注目が集まっており、行為指示表現の運用に欠かせない授受表現についてはあまり注意が払われていない。諸方言の行為指示表現の記述に目を向けると、牧野（2008）を始めとして、発話機能の観点からいくつかの方言の記述がなされているが、それらは西日本の方言に偏っている。以上のように、下北方言の行為指示表現の記述という点からも、諸方言の行為指示表現の記述という点からも、ある程度普遍的な枠組みを利用してむつ市田名部方言の行為指示表現の運用を記述することには、一定の意味があると思われる。

本稿では、2018年8月30日、および31日に青森県むつ市で行われたフィールドワークの調査結果に基づき、むつ市田名部方言の行為指示表現がどのように運用されているのかについて、発話機能の観点から記述する。

2 下北方言の待遇表現、行為指示表現の概要

総合調査として50年ほど前に行われた九学会連合下北調査委員会編（1967）があるものの、下北方言の研究はあまりなされていない。文法に関していえば、此島（1965）および、それに基づいて記述された九学会連合下北調査委員会編（1967）第3章第2節「下北方言の文法」（執

¹ かわせ すぐる：白百合女子大学・准教授（skawase@shirayuri.ac.jp）

筆者は此島正年)がもっとも詳しいものである。また、青森県の方言について記述した此島(1968)にも、津軽方言や南部方言と合わせて、下北方言に関する記述がある。これらは品詞別に特徴的な事項を取り上げているにとどまり、あくまで概説である。

下北方言の待遇表現については、九学会連合下北調査委員会編(1967)で、動詞の主語尊敬形は見られないことが指摘されている。2018年フィールドワークの調査結果でも、聞き手待遇を確認する項目、第三者待遇を確認する項目、丁寧語の有無を確認する項目において、動詞の敬語形式は得られなかった²。

しかし、行為指示の場合については事情が異なる。その他の場合には動詞の敬語形式が発達していなくても、直接聞き手に働きかける行為指示の場合、全国的に敬語的な表現が発達していることが知られているが(加藤1973)、下北方言にも主に女性が用いるとされる尊敬命令形がある。九学会連合下北調査委員会編(1967)では、田名部や大畑には動詞の命令形の他に、敬意の最も軽い一セ、中位の一サイン、最高敬語の一サマエの3段階があることが指摘されている(読ムの場合は読マセ、読マサイン、読マサマエとなる)。

これらの尊敬命令形には地域差がある。九学会連合下北調査委員会編(1967)によれば、以下のとおりである。

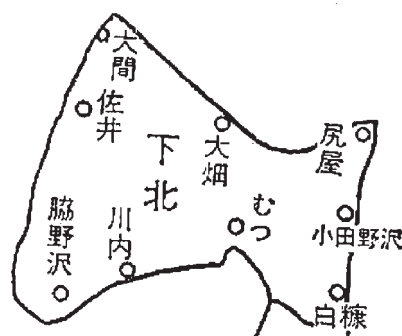


図1 下北地域の地図(此島 1968より)

(1) 下北方言における動詞尊敬命令形の地域差

田名部、大畑…一セ、一サイン、一サマエの
3段階

川内、脇野沢、佐井、大間…一セ、一サマエの2段階

東通村の尻屋、小田野沢…尊敬命令形は無し

なお、一セは上北、三戸など南部方言にも見られるという³。

尊敬命令形の地域差については『方言文法全国地図(GAJ)』からもうかがうことができる。GAJ第297図「あそこへは、バスで行きなさい」、第300図「こちらの方へ来なさい」、第303図「この部屋にいなさい」が尊敬命令形と関わる項目である。ただし、地図化されているのはB場面(「この土地の目上の人にむかって、ひじょうにていねいに」言うとき)だけである。

² 待遇表現に関する調査結果については、本報告書の145~154頁を参照されたい。なお、待遇的意味を示す手段が全くないわけではない点には注意が必要である。たとえば、聞き手の動作に関する質問で聞き手が目上るとき、動詞が主語尊敬形になるわけではないが、推量のべが付加される傾向にあった。べを用いて婉曲的にすることで、配慮を示しているものと思われる。その他に、対称代名詞オメ、ナについて、友人には言えるが、目上に対しては言えないという内省も得られた。九学会連合下北調査委員会編(1967)でも代名詞や助詞等、待遇に関わる形式が紹介されている。

³ これらの形式の語源は必ずしも明らかではない。此島(1968)では「セ」の由来について、「サイ」の転音で敬意が下がったものと推測されている。「サイ」は自発の「サル」がかつては尊敬を表すことがあり、その命令形と推測されている。「サマエ」については不明であるという。なお、これらに対応する禁止表現もあるらしく、畑井(1981)では、川内の禁止表現としてオギナ(禁止命令)の他に、オギサナ(「セ」の禁止)、オギサマシナ(「サマイ」の禁止)があるという(他の地域の禁止については触れられていない)。

幸い、地図化されていないものの、A場面（「近所の知り合いの人にむかって、ややていねいに」言うとき）のデータも利用することができるので、それを利用して整理すると表1のようになる⁴。GAJで調査された大畑、大間、脇野沢、川内、蒲野沢の5つの下北方言地域について、尊敬命令形が回答されたもののみ、その語形の語尾をカタカナ表記にして示した。地域名の下に括弧で示してあるのは話者の生年である。なお、空白の箇所は回答がなかったわけではない。たとえば、一テクダサイのような標準語的語形やシタホーガイイのような間接的表現などが回答されている。

表1 GAJの調査で見られた尊敬命令形

		行きなさい	来なさい	いなさい
大畑 (1912)	A場面	サイン	セ、サイン	サイン
	B場面	サマエ	サマエ	サマエ
大間 (1902)	A場面	セ	セ	セ
	B場面	サマエ	サマエ	サマエ
脇野沢 (1920)	A場面	サマエ	サマエ	サマエ
	B場面	サマエ		
川内 (1908)	A場面		サマエ	テケサマエ
	B場面			
蒲野沢 (1919)	A場面			サマエ
	B場面	サマエ		サマエ

この表から、大畑では尊敬命令形に一セ、一サイン、一サマエの3段階があることや、大間では一セ、一サマエの2段階であること、その他の地域では一サマエしか出てこない（川内では一テケサマエという授受表現尊敬命令形も見られる）ことなどがうかがわれる。

その他、一つの地域について、世代の異なる複数の話者を対象に待遇表現調査をしたものとして川嶋（1989）がある。川嶋（1989）は大間の東に隣接する風間浦村の易国間地区の話者を対象として、命令、同意、推量伝達、挨拶、疑問といった複数の表現について、聞き手によってどのように言い方が異なるかを調査した貴重な報告である。本稿で扱う行為指示表現についても、「命令形 → 一セ → 一サマイ」という丁寧さの段階や、その使い分けに個人差があることがわかるデータが示されている。ただし、「行け」「来い」「読め」という命令を家族に対してはどうか、目下に対してはどう言うかといった調査の仕方になっており、具体的な文脈を提示したものではない。

以上見てきたように、下北方言における尊敬命令形の丁寧さの段階やその地域差について、大まかにはつかめるようになっているものの、各地域いずれにおいても、どのような行為指示の場合にどのような形式を用いるのか、十分にわかる形では記述されていない。また、GAJに

⁴ データは国立国語研究所「方言研究の部屋」<https://www2.ninjal.ac.jp/hogen/index.html>で公開されているものによる（2019年9月4日アクセス）。

おける川内の回答からも知られるように、実際には尊敬命令形だけでなく、授受表現尊敬命令形も視野に入れる必要がある。以上の点を踏まえ、本稿ではむつ市田名部一地域を取り上げ、行為指示表現の運用を発話機能の観点から記述する。

3 行為指示表現の調査方法

3.1 調査の枠組み

「行為指示」は聞き手に対してある行為を要求する発話行為のことで、「依頼」「勧め」「命令」などの総称である。聞き手に対してある行為を要求する言語形式のことは「行為指示表現」と呼ぶ。熊取谷（1995）が述べるように、行為指示は「典型的な「依頼」と典型的な「命令」を両端に持つ連続体」（熊取谷 1995:14）である。

姫野（1997）は「決定権者」「受益者」という2つの分類軸をもとに行為指示を4タイプに整理した。決定権者とは、その行為を行うかどうかを決める権利が話し手と聞き手のどちらにあるかという基準である。受益者とは、その行為の結果、利益や恩恵を受けるのが話し手と聞き手のどちらであるかという基準である。牧野（2008）は熊取谷（1995）、姫野（1997）を踏まえ、発話機能の観点から大阪方言の命令形を記述している。ほぼ同様の枠組みを利用して方言の命令形を記述したものとしては、酒井（2012; 2013）、森・平塚・中村（2012）等がある。本稿でもそれらの枠組みを踏まえてむつ市田名部方言の行為指示表現を記述する。

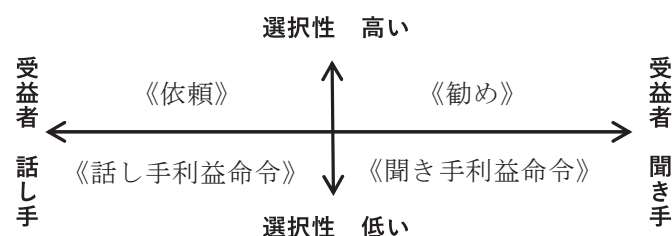


図2 行為指示の枠組み

図2は森・平塚・中村（2012）に基づく行為指示の分類図である。基本的には牧野（2008）に従っているものだが、用語や考え方が若干異なっている。まず分類の軸について「決定権者」の軸が行為の「選択性」になっている。これは行為指示において、行為をするかしないかの決定権は、話し手と聞き手のどちらにあるかという二者択一のものでなく、程度の違いだからである。選択性が高いというのは言い換えれば聞き手への拘束力が弱く、選択性が低いというのは言い換えれば聞き手への拘束力が強いということになる。

次に、受益者について、牧野（2008）では「非聞き手」と「聞き手」という対立になっているが、森・平塚・中村（2012）に基づく図2では「話し手」と「聞き手」という対立になっている。出来事の恩恵を受けるのは誰かということを考えた場合、典型的には話し手と聞き手のどちらかであるが、必ずしもそうとは限らず、第三者であったり、当該コミュニティであった

りすることがある。このことを考慮して牧野（2008）では非聞き手と聞き手の対立としているが、図2ではあくまで理念的な枠組みとして、受益者の軸を話し手と聞き手の対立と設定している。

以上のようにして行為指示の4つのタイプが取り出せるわけだが、選択性の低い（拘束力の強い）行為指示には、《話し手利益命令》《聞き手利益命令》と区別すべきものとして、話し手がその場における、ある種の権威的立場から第三者や公のために行為を要求するものが想定できる。これを《公のための命令》⁵と呼ぶ。そもそも《話し手利益命令》にしる、《聞き手利益命令》にしる、立場が上の相手に対しては命令しにくい。それに対して、その場の責任者としてであったり、公のための要求であったりすれば、比較的どのような相手に対しても、言わばその場での臨時的な上位者として、多少は命令しやすくなる。このような事情から、選択性の低い（拘束力の強い）行為指示としては、《公のための命令》を取り出して扱うことにする。

以上のことを踏まえて、本稿では、特に配慮が求められる《勧め》《依頼》、および公的な立場から行為を要求する《公のための命令》を調査した。

3. 2 調査文について

以上の枠組みに基づいて調査を行った。今回ご協力いただいた話者は78歳・女性である。まず想定される聞き手を設定してもらい、その上でこちらから具体的な場面を提示して行為指示表現の方言訳を答えてもらった。聞き手の設定と提示した文脈については以下のとおりである。

3. 2. 1 想定される聞き手

聞き手について、「ウチ・ソト」「親疎」「上下」の観点から、5人の人物を想定してもらった。

表2 想定される聞き手

話し手と 聞き手の関係	ウチ		ソト		
	目下	目上	親しい	親しい	疎
			同等（目下）	目上	目上
	①	②	③	④	⑤

聞き手①は家族の中で目下の人物【ウチ・目下】、聞き手②は家族の中でその人に対して一番丁寧なことばづかいをする人物【ウチ・目上】、聞き手③は非常に親しい友人【ソト・親・同等（目下でも可）】、聞き手④は親しい人の中でその人に対して一番丁寧なことばづかいをする人物【ソト・親・目上】、聞き手⑤は集落（地域・職場等）でその人に対して一番丁寧なことばづかいをする人物【ソト・疎・目上】である。

⁵ 森・平塚・中村(2012)では《権威的命令》としている。

今回、実際に想定してもらった結果、聞き手①は一番下の弟、聞き手②は配偶者の母、聞き手③は幼馴染、聞き手④は近所の年上の女性、聞き手⑤は町内会長であった。

3. 2. 2 調査文の文脈

勧め場面 2つ、依頼場面 2つ、公のための命令（権威的命令）場面 2つの計 6つの場面において、聞き手①～⑤に対してどのように言うかを答えてもらった。具体的には表3のとおりである。

表3 提示した文脈と例文

発話機能	文脈	例文
《勧め》1	(相手が家族の場合)今日は天気予報で雨だと言っている。相手が家を出ようとしているが傘を持っていくそぶりが無い。	一応、傘を持っていけ。
	(相手が家族以外の場合)相手があなたの家に来ました。相手が家を出ようとしたところ、今にも雨が降りそうな雲が近づいてきているのが見えた。	
《勧め》2	相手が「お腹がすいた」と言っている。あなたはちょうど別の人からもらったお菓子を持っていることに気づいた。	よかったらこのお菓子、食べろ。
《依頼》1	(相手が家族の場合)相手がAさんの家へ遊びに行こうとしている。あなたはAさんの家から借りたものがあったのを思い出した。	ついでにこれ（借りたもの）を持って行け。
	(相手が家族以外の場合)相手があなたの家に来ている。相手はAさんの家に寄ってから帰るといふ。そのとき、あなたはAさんの家から借りたものがあったのを思い出した。	
《依頼》2	あなたは今ひとりで作業（家事、料理等）をしている。しかし、ある機械が使えなくて困っている。そこへ相手がやってきた。	これの使い方（～のやり方）を教えろ。
《公のための命令》1	(相手が家族の場合)あなたは相手と一緒に家にいて、大掃除をしている。別の家族が手伝いを呼ぶ声が聞こえるが、あなたは手が離せない。	ちょっと応援に（手伝いに）行け。
	(相手が家族以外の場合)あなたは地域・職場等の行事の責任者である。相手と一緒に行事の準備をしている。どこかで応援を求める声が聞こえるが、自分は別の仕事で手が離せない。	
《公のための命令》2	(相手が家族の場合)あなたは相手と一緒に家にいる。今、大事な客が来ているが、相手が気づかず、大声で電話でしゃべっている。	静かにしろ。
	(相手が家族以外の場合)あなたは地域・職場等の行事の責任者である。相手と一緒に行事の準備をしている。音響機器のテストをしているが、相手が気づかず、大声で電話でしゃべっている。	

4 行為指示表現に関する調査結果

4.1 全体的傾向

佐藤編(2003)によれば、現代は尊敬命令形を使う人はほとんどいなくなっているとのことだが、今回協力していただいた話者の女性は、尊敬命令形の明確な使い分けがあった。調査結果をまとめると表4のようになる。全体的傾向を確認するため、各発話機能における文脈の違いはいったん捨象した。調査の結果、形式の使い分けにおいて、ウチとソトの違いはあまり関与せず、それよりも上下の違いのほうが関与することがわかったため、表にまとめる際には、左から目下、同等、目上となるように並べた。また、話者が今回の調査で想定した聞き手の場合、聞き手②よりも聞き手④のほうがやや距離的に近い(拘束力の強い形式を用いることができる)と思われたため、聞き手④を聞き手②よりも左側に配置した。

表4 行為指示表現の使い分け

		聞き手① ウチ 目下	聞き手③ ソト・親 同等	聞き手④ ソト・親 目上	聞き手② ウチ 目上	聞き手⑤ ソト・疎 目上
《勧め》	セ	○	○			
	サイ(ン)	○	○			
	サマイ			○	○	○
	授受・セ 授受・サイン 授受・サマイ					○
	テ			○		○
《依頼》	セ	○				
	サイ(ン)					
	サマイ					
	授受・セ 授受・サイン 授受・サマイ	○	○	○	○	○
	テ チャーダイ				○	
《公命令》	セ	○	○			
	サイ(ン)					
	サマイ			○		
	授受・セ 授受・サイン 授受・サマイ	○	○	○	○	○
	テ		○			

セ、サイ(ン)、サマイは尊敬命令形のことである。サイ(ン)としているのは、サイとサインで語形にゆれが見られたためである。授受・セ、授受・サイン、授受・サマイは授受表現補助動詞用法の尊敬命令形のことを指す。本方言では、標準語の授受表現「くれる」に相当す

る語形はケルであり、標準語の「一てください」に相当する語形として一テケセ、一テケサイン、一テケサマイが現れる。表では、尊敬命令形、および授受表現尊敬命令形を網掛けした。その他、標準語的な語形として、一テ（動詞のテ形）、一テチョーダイも見られた。

表4からうかがわれる全体的な傾向を確認する。まず、動詞の命令形は現れない。話者の女性によれば、命令形は男性の言い方であり、女性は言わないとのことである。例えば、「食べる」について、「食べる」に相当する本方言のクの命令形クエ、ケではなく、カセ、カサイ(ン)、カサマイという尊敬命令形が用いられる。

聞き手に利益があるか否かは基本的に授受表現の有無によって表し分けられている。聞き手利益である《勧め》において主に尊敬命令形が用いられ、そうでない《依頼》や《公のための命令》では、主に授受表現尊敬命令形が用いられている。なお、一部、そのような使い分けになっていない点については後述する。

上下関係はセ、サイ(ン)、サマイによって表し分けられている。大きくは目下、同等に対してセ、サイ(ン)が使用され、目上に対してサマイが使用されている。話者の言語意識としても、目上にはサマイを使うという意識がはっきりしていた。やや細かく見ると、授受表現尊敬命令形のテケサインが目上に対して用いられることもあるという点などから、セよりもサイ(ン)のほうがやや丁寧な言い方と言える。《勧め》と《依頼》《公のための命令》は、授受表現を伴うかどうかという点では異なるが、聞き手との上下関係によってセ、サイ(ン)、サマイが使い分けられるという点は共通している。

以下、文脈の違いによる行為指示表現の異なりにも注意を払いつつ、発話機能ごとの特徴を見ていく。

4.2 《勧め》における行為指示表現

《勧め》の文脈ごとの違いは表5のとおりである。《勧め》1では授受表現尊敬命令形、およびテ形は現れなかったため、その部分は削除している。

表5 《勧め》における行為指示表現

		聞き手① ウチ 目下	聞き手③ ソト・親 同等	聞き手④ ソト・親 目上	聞き手② ウチ 目上	聞き手⑤ ソト・疎 目上
《勧め》1	セ サイ(ン) サマイ	○ ○	○	○	○	○
《勧め》2	セ サイ(ン) サマイ	○ ○	○		○	
	授受・セ 授受・サイン 授受・サマイ					○
	テ			○		○

それぞれ得られた例文は以下のとおりである⁶。

- (2) 《勧め》1 一応、傘を持っていけ。
- a. kasa motte {igasse / igassain}. 【聞き手①ウチ・目下】
 - b. kasa motte igasse. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - c. kasa motte ikasamai. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - d. oba:tcav kasa motte {ittaho:ga ito omoujo / ikasamai}. 【聞き手②ウチ・目上】
 - e. kasa motte igasamai. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】
- (3) 《勧め》2 よかったらこのお菓子、食べる。
- a. kore {kase: / kasai}. 【聞き手①ウチ・目下】
 - b. kore 《oici:jo》 kasain. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - c. kore {tabete mite ~ tabede mide}. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - d. oba:tcav kore kasamai. 【聞き手②ウチ・目上】
 - e. tabede {mite ~ mide / kesamai}. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】

《勧め》では主に尊敬命令形が使用される。一セと一サインは同等もしくは目下に対して、一サマイは目上に対して用いられている。《勧め》1と《勧め》2には若干の違いがある。《勧め》1の(2d)で標準語的な間接的形式イッタホーガイトオモウヨが現れた点を除けば、《勧め》1よりも《勧め》2のほうが、やや選択性の高い表現が用いられているようにも見える。具体的には、同じ聞き手に対して、(2e)では一サマイだが、(3e)では授受表現尊敬命令形一テケサマイを用いている。また、(3c, e)では標準語的と思われる動詞のテ形が現れている。《勧め》1と《勧め》2の違いが何によるものかは不明だが、《勧め》2で提示した元の標準語にあ

⁶ 例文中の記号は、「~」は音声的と思われる揺れ、「/」は複数の形式で言いかえが可能な場合、「《 》」はそれが任意の要素であることを示す。

る「よかったら」が話者の回答に影響を与えたのかもしれない。

4.3 《依頼》における行為指示表現

《依頼》の文脈ごとの違いは表6のとおりである。《依頼》1では尊敬命令形、およびテ形は現れなかったため、その部分は削除している。

表6 《依頼》における行為指示表現

		聞き手① ウチ 目下	聞き手③ ソト・親 同等	聞き手④ ソト・親 目上	聞き手② ウチ 目上	聞き手⑤ ソト・疎 目上
《依頼》1	授受・セ	○	○			
	授受・サイン	○	○			
	授受・サマイ			○	○	○
《依頼》2	セ	○				
	サイ(ン)					
	サマイ					
	授受・セ		○			
	授受・サイン			○		
	授受・サマイ			○	○	○
	テチョーダイ				○	

それぞれ得られた例文は以下のとおりである。

- (4) 《依頼》1 ついでにこれ(借りたもの)を持って行け。
- ome igundattara wai {kaiderano ~ kariderano} arucite mottette {kese / kesain}. 【聞き手①ウチ・目下】
 - karideruno arucite mottette {kesain / kese}. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - kariteruno arucite mottette kesamai. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - oba:tcan 《wataci》 kariderano arucite mottette kesamai. 【聞き手②ウチ・目上】
 - mottette kesamai. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】
- (5) 《依頼》2 この使い方(～のやり方)を教えろ。
- ja: wai kogondoko tcotto wagannendakedo waisa ociese. 【聞き手①ウチ・目下】
 - kogo wagannaindakedo tcotto ociete kese. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - ociete {kesain / kesamai}. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - ja: kogo tcotto wagannaindakedo ociete {tco:dai / kesamai}. 【聞き手②ウチ・目上】
 - ociete kesamai. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】

《依頼》では主に授受表現尊敬命令形が使用される。《依頼》1では、目下、同等には一テケセ、一テケサインを、目上には一テケサマイを用いている。《依頼》2では、全体的に《依頼》1よりも比較的選択性の低い（拘束力の強い）形式を用いている。(5a)に尊敬命令形セが、(5b)では授受表現尊敬命令形の中でも一テケサインではなく一テケセが、(5c)には一テケサマイ以外に一テケサインも現れた。《依頼》1と《依頼》2の違いは場面の違いによるものであろう。《依頼》と言っても、1と2では相手に与える負担が異なる。本来自分ですべき行為である物の返却よりも、たまたま通りかかった相手にその場で機械の使い方を教えてもらうほうが、相手の負担が小さく頼みやすいため、より選択性の低い（拘束力の強い）形式が用いられたと考えられる。

なお、目上の中で、聞き手②ウチ・目上に対しては、《依頼》2で標準語的な言い方と思われる一テチョーダイが現れている。先の《勧め》1でも聞き手②に対して標準語的な間接的形式イッタホーガイイトオモウヨが現れていることともあわせると、今回想定した聞き手の中では、ややあらたまった話し方が選ばれやすいようである。

4.4 《公のための命令》における行為指示表現

《公のための命令》の文脈ごとの違いは表7のとおりである。《公のための命令》1では尊敬命令形は現れず、《公のための命令》2ではテ形は現れなかったため、その部分は削除している。

表7 《公のための命令》における行為指示表現

		聞き手① ウチ 目下	聞き手③ ソト・親 同等	聞き手④ ソト・親 目上	聞き手② ウチ 目上	聞き手⑤ ソト・疎 目上
《公命令》1	授受・セ	○	○			
	授受・サイン 授受・サマイ			○	○	○
	テ		○			
《公命令》2	セ	○	○			
	サイ(ン) サマイ			○		
	授受・セ 授受・サイン 授受・サマイ		○	○	○	○

それぞれ得られた例文は以下のとおりである。

- (6) 《公のための命令》1 ちょっと応援に（手伝いに）行け。
- a. ima tɕotto te hanasenaicite ome itte 《mide》 kese. 【聞き手①ウチ・目下】
 - b. ɕirotɕan tɕotto waisa te hanasenaicite mide {jatte / kese}. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - c. ka:san ima tɕotto kottci te ippai dacite ka:san mide jatte kesamai. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - d. oba:ɕan 《ima》 tɕotto te hanasenaicite itte mide kesamai. 【聞き手②ウチ・目上】
 - e. kottci te ippai dacite mide jatte kesamai. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】
- (7) 《公のための命令》2 静かにしろ。
- a. ima ogjakusan kitacite ome tɕittcai koede ɕabesse. 【聞き手①ウチ・目下】
 - b. ome: tɕotto ɕizukapi {se ~ se? ~ sse ~ sse? / cite kese}. 【聞き手③ソト・親・同等】
 - c. {ɕizukapi ~ ɕi~zukapi} {ɕisamai / cite kesain}. 【聞き手④ソト・親・目上】
 - d. oba:ɕan ogjakusan kitacite tɕotto tɕittcai koede ɕa~bette kesamai. 【聞き手②ウチ・目上】
 - e. ɕizukapi cite kesamai. 【聞き手⑤ソト・疎・目上】

《公のための命令》は《依頼》の分布と似ている。公の立場からとは言え、相手に負担を要求するため、授受表現尊敬命令形を用いるということだろう。ただし、《公のための命令》1で目下、同等に対して一テケサインが用いられていないという点や《公のための命令》2では尊敬命令形が複数見られるという点で、全体的に《依頼》よりも《公のための命令》のほうが、選択性の低い（拘束力の強い）形式が選ばれている。

《公のための命令》1と《公のための命令》2を比べると、後者は尊敬命令形も見られることや、聞き手④ソトの親しい目上に対して授受表現尊敬命令形が一テケサマイではなく一テケサインとなっていることが指摘できる。これらは場面による違いだろう。《公のための命令》2は本来静かにすべきである状況なのに、相手はそうしていないという場面での行為指示である。一方、《公のための命令》1は誰かが手伝いに行けばいいのであって、そこにいる相手がやって当然というわけではない。このように《公のための命令》2のほうが、相手がそうすべきという度合いが強い場面のため、選択性の低い（拘束力の強い）形式が選ばれているのだと思われる。

5 各形式の使用範囲

4節では発話機能別に、尊敬命令形、および授受表現尊敬命令形の使用を見てきた。あらためて形式ごとに使用範囲をまとめなおすと表8のようになる。《依頼》と《公のための命令》については、それぞれ2のほうにしか現れなかったもの、すなわち、今回設定した文脈で、より選択性の低い（拘束力の強い）形式が選ばれやすい《依頼》《公のための命令》にしか現れ

なかったものを（ ）に入れて示している。そのうえで、（ ）以外に網掛けをした。なお、発話機能を表す《 》については煩雑さを避けるため表中では省略した。

尊敬命令形は主に《勧め》で用いられる。一セ、一サイ（ン）、一サマイとなるにつれて、より丁寧な言い方になることが見て取れる。とくに目上に対する《勧め》は一サマイしか使えない。一セ、一サイ（ン）は目下、同等に対する《勧め》で用いられる点では共通するが、一セは場面によって《公のための命令》でも用いられ、ウチの目下に対しては《依頼》でも用いられる。

授受表現尊敬命令形は主に《依頼》《公のための命令》で用いられる。一テケセ、一テケサイン、一テケサマイとなるにつれて、より丁寧な言い方になることが見て取れる。とくに目上に対する《依頼》《公のための命令》は基本的に一テケサマイが用いられる。一テケセ、一テケサインは目下、同等に対する《依頼》で用いられる点は共通するが、一テケセは目下、同等に対する《公のための命令》でも用いられ、一方、一テケサインは関係性や場面によっては目上に対する《依頼》《公のための命令》でも用いられる。

表8 各形式の使用範囲

	聞き手① ウチ 目下	聞き手③ ソト・親 同等	聞き手④ ソト・親 目上	聞き手② ウチ 目上	聞き手⑤ ソト・疎 目上
セ	勧め (依頼) (公命令)	勧め (公命令)			
サイ（ン）	勧め	勧め			
サマイ			勧め (公命令)	勧め	勧め
授受・セ	依頼 公命令	依頼 公命令			
授受・サイン	依頼	依頼	(依頼) (公命令)		
授受・サマイ			依頼 公命令	依頼 公命令	勧め 依頼 公命令

6 今後の記述に向けて

本稿では、発話機能の観点から、むつ市田名部方言の行為指示表現の運用を記述した。5節で結論を示したため、それをここで繰り返して述べることはしないが、最後に本稿の限界と今後検討すべき点を整理しておく。

本稿の記述は話者一人の内省によるものである。当然、この話者一人でむつ市田名部方言の

行為指示表現が十分に記述できているのかという懸念があろう。行為指示表現の運用には性差のあることが多い。今回の話者の内省にもあったように、むつ市田名部方言でも、男性では動詞の命令形が普通に用いられる。まず男女ともに複数の話者を対象として、追加調査する必要がある。また、先行研究で指摘されているように、下北方言内部での地域差も大きい。下北方言全体のありようを明らかにするならば、地域間の対照も必要になってくるだろう。このように、本稿の記述に不十分な点があることは否めない。

一方で、次のような事情を考えたとき、本稿の記述もそれなりの価値を持つのではないかと思われる。当該方言において、今回記述した尊敬命令形(授受表現尊敬命令形も含む)はもはやあまり保持されていない可能性がある。佐藤編(2003)で尊敬命令形がほぼ失われていることが指摘されているし、2018年のフィールドワークにさきがけて2016年と2017年に筆者が行った予備的な調査でも、今回の話者と同世代の田名部方言話者数名からはほとんど尊敬命令形が出てこず、《勧め》《公のための命令》で場面や聞き手によってはわずかに現れるという状況であった。話者の言語意識として、母の世代ではよくサマイを使っていた(74歳・女性)、幼い頃、近所のおばさんたちがサマイをよく使っていた(76歳・男性)というコメントも聞かれた。こうした状況を踏まえると、今回、尊敬命令形を保持している方に話をうかがえたことはまことに幸運であった。

今後、同世代の男女、世代の異なる男女複数に対する調査を行い、尊敬命令形の衰退状況を明らかにする必要があるだろう。どういう場面で残るのか、衰退した場合はどういう形式が代わりに用いられるのか検討していくことになるだろう。また、そういった検討を進めていくことで、方言の現状が記録できるだけでなく、五箇山方言の命令形の動態を明らかにした牧野(2018)のように、言語変化について興味深い知見が得られる可能性もある。今後、さらなる追求が望まれる。

参考文献

- 加藤正信(1973)「全国方言の敬語概観」林四郎・南不二男(編)『現代の敬語』25-83, 敬語講座第6巻, 東京: 明治書院.
- 川嶋瑞美(1989)「下北方言 待遇表現に於ける社会言語学的考察」『方言誌あおもりけん』7: 3-31.
- 九学会連合下北調査委員会編(1967)『下北一自然・文化・社会』東京: 平凡社.
- 熊取谷哲夫(1995)「発話行為理論から見た依頼表現—発話行為から談話行動へ—」『日本語学』14(11): 12-21.
- 此島正年(1965)「下北方言語法考」『弘前大学人文社会』35: 53-65.
- 此島正年(1968)『青森県の方言』青森: 津軽書房.
- 酒井雅史(2012)「兵庫県神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』10: 18-29.
- 酒井雅史(2013)「高知県四万十市西土佐大宮における行為指示表現」『阪大社会言語学研究ノート』11: 28-41.

- 佐藤和之編 (2003)『青森県のことば』東京：明治書院。
- 畑井千佳子 (1981)「下北の方言についての一考察」『弘前学院大学国語国文学会学会誌』7: 56-62.
- 姫野伴子 (1997)「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要 教養学部』33(1): 169-178.
- 牧野由紀子 (2008)「大阪方言における命令形の使用範囲—セエ・シ・シテをめぐる—」『阪大社会言語学研究ノート』8: 55-74.
- 牧野由紀子 (2018)「命令形の使用範囲とその変化—五箇山方言から見る—」『社会言語科学』21(1): 317-334.
- 森勇太・平塚雄亮・中村光 (2012)「若年層の命令形の使用範囲—栗東市方言・福岡市方言・湖西市方言の対照から—」『阪大社会言語学研究ノート』10: 1-17.

【付記】

本稿の直接的なデータは国立国語研究所「日本の消滅危機言語・方言の記録とドキュメンテーションの作成」プロジェクトと人間文化研究機構広領域連携型プロジェクト「方言の記録と継承による地域文化の再構築」の事業による2018年のフィールドワークに基づくものだが、そこでの行為指示表現調査の実施、および分析にあたっては、2016年度、および2017年度「弘前大学サテライトキャンパス滞在型学習支援事業」の助成を受けて行ったフィールドワークが参考になったところが多い。むつ市企画政策部市民連携課担当者、およびご協力いただいた多くのむつ市田名部方言話者の方々に感謝申し上げます。